

後期高齢者医療制度

○被保険者は？

・75歳以上の人

▽誕生日当日から被保険者となります。手続きは不要です。

・65歳以上で一定の障がいのある人

▽申請手続きが必要です。

○運営の主体は？

長崎県後期高齢者医療広域連合です。

※申請や届出の受付など窓口業務は国保けんこう課で行います。

※各種届出・申請には、被保険者のマイナンバー（個人番号）が必要となります。

○75歳到達時

・75歳の誕生日当日からお使いいただけるように誕生日の前月下旬に、保険証を送付します。

・「高額療養費支給申請書」を同封しています。あらかじめ口座の登録をしておく、高額療養費が発生した際に、自動的にその口座に振り込まれる仕組みですので、申請書の提出をお願いします。

・保険料は75歳誕生日の翌月に賦課されます。（4月からの月までの誕生日の人は7月）同封の納付書により納付をお願いします。

納付は
口座振替が
便利です！



保険料の当初決定について

7月中旬に、保険料の決定通知を送付します。

※通知書に記載されている「納付方法」等を、必ずご確認ください。

※納付書が同封されている人は、期限内に納付をお願いします。

保険料均等割の軽減について

- ① 低所得者の方は、引き続き軽減措置の対象
- ② 一定の所得のある方は軽減なし
- ③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減措置

資格取得後2年間に限り均等割額 **5割軽減**

※③については、制度加入の前日まで会社などの健康保険（国民健康保険は除く。）の被扶養者だった方



令和5年度の保険料

保険料の計算は **所得割額** + **均等割額**

$$\text{所得割額} = (\text{前年の総所得額} - \text{基礎控除額 } 43 \text{ 万円}) \times 9.03\%$$

$$\text{均等割額} = \text{49,400円}$$

※賦課限度額は **66万円** です

保険料を納めないとうなるの？

- ・督促状や催告状が届き、督促手数料や延滞金が加算されます。
- ・通常の保険証よりも有効期限の短い保険証を交付します。
- ・特別な事情もなく滞納すると、差押などの滞納処分を受ける場合があります。

※保険料の納付が困難な時は、お早めに国保けんこう課へご相談ください。災害など一定の要件に該当する場合は、減免等の制度があります。

マイナンバーカードが保険証として利用できるようになりました。

医療機関や薬局の窓口においてオンラインで資格確認が開始されることに伴い、事前の登録手続きを行えば、従来の後期高齢者医療被保険者証とは別に、マイナンバーカードが後期高齢者医療被保険者証として利用できるようになりました。

※カードリーダーが導入されていない医療機関・薬局では、これまでどおり後期高齢者被保険者証が必要です。

被保険者証(保険証)の更新は8月です！

7月下旬に郵送いたします。名刺サイズの保険証を貼付していますので、取り外してお使いください。

※減額認定証について、令和5年7月までに交付を受けている人で、8月以降も該当される人は同封しています。

医療機関での医療費の負担は？

病院などで医療を受けたときに支払う月ごとの自己負担限度額は、下の表のとおりです。
医療費の支払いがこの限度額を超えた場合は、高額療養費を支給します。

所得区分	自己負担限度額(月額)			入院時食事代 (一食につき)	居住費 (一日につき)
	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯単位)	4回目以降(注1)		
① 現役並み所得者 (3割) 【課税所得 690万円以上】	252,600円 ●医療費が842,000円を超えた場合は、 (医療費-842,000円)×1%を加算		140,100円	460円 (⑥・⑦のいずれにも該当しない指定難病患者は260円)	370円 (指定難病患者は0円)
② 現役並み所得者 (3割) 【課税所得 380万円以上】	167,400円 ●医療費が558,000円を超えた場合は、 (医療費-558,000円)×1%を加算		93,000円		
③ 現役並み所得者 (3割) 【課税所得 145万円以上】	80,100円 ●医療費が267,000円を超えた場合は、 (医療費-267,000円)×1%を加算		44,400円		
◆令和4年10月開始 ④ 一般II(2割) 【課税所得28万円以上 145万円未満】	18,000円 または、6,000円+ (医療費-30,000円) ×10%の低い方を適用** 年間上限額144,000円	57,600円	44,400円		
⑤ 一般I(1割) 【課税所得145万円未満であって、2割負担の要件に該当しない被保険者】	18,000円 (年間上限額 144,000円)				
⑥ 低所得者II (1割)	8,000円	24,600円		210円(注2)	
⑦ 低所得者I (1割)		15,000円		130円又は 100円(注3)	

⑥低所得者II…世帯全員が住民税非課税の人

⑦低所得者I…世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円の人(年金収入は80万円以下の人)

※⑥、⑦の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を②、③の方は「限度額適用認定証」を市役所に申請してください。認定証を医療機関等の窓口で提示すると、高額な医療費の自己負担額が減額されます。

また、1割の方は入院時の食事代も減額されます。

(注1) 過去12ヵ月以内に同一世帯で3回以上の高額療養費の支給を受けた場合の4回目からの限度額です。

(注2) 過去1年間の入院日数が90日を超える場合は160円に減額。ただし、新たに長期該当の申請が必要です。

(注3) 入院医療の必要性が高い方は、1食あたり100円となります。

※※配慮措置に伴う計算方法です。医療費が30,000円未満であった場合は、30,000円として計算します。

高額医療・高額介護合算制度

世帯内で後期高齢者医療、介護保険の両方から給付を受けることによって、自己負担額が高額になったときは、両方の年間(8月から翌年7月)の自己負担額を合計して一定の限度額を超えた場合は、申請すると超えた額を支給します。

※該当する世帯へは、例年3月頃に申請についてのお知らせをしています。

所得区分		限度額
現役並み	課税所得690万円以上	212万円
	課税所得380万円以上	141万円
	課税所得145万円以上	67万円
一般 (課税所得145万円未満)		56万円
低所得者II (住民税非課税)		31万円
低所得者I (住民税非課税、所得が一定以下)		19万円

そのほかに受けられる給付は？

健康診査 長崎県後期高齢者医療広域連合からの委託により、大村市が実施します。自己負担額は無料です。

※詳しくは、今月号の別冊「健康のしおり」をご覧ください。

はり・きゅう施術費助成 助成額(1日1回)700円 限度回数 月5回まで

お口“いきいき”健康支援(口腔ケア)事業

ご希望の歯科医院で2回を限度にお口の中の健康指導が受けられます。国保けんこう課の窓口又はお電話でお申し込みください。お申込み後、受診券をお送りします。

療養費 医療費の全額を支払ったときは、審査した後、決定した額から自己負担相当額を差し引いた額を支給します。

※医師が必要と認めたコルセットなどの補装具を購入したとき等

葬祭費 被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に葬祭費を支給します。